

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	かき養殖施設損傷
発生日時	平成30年12月14日 05時06分ごろ
発生場所	岩手県 ^{おおふなと} 大船渡市大船渡港 大船渡港 ^{さんじ} 珊瑚島北灯台から真方位085°400m付近 (概位 北緯39°02.3′ 東経141°43.9′)
事故の概要	貨物船わかなつは、北東進中、かき養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成31年1月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 わかなつ、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140070、丸三海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首及び右舷船尾部外板に擦過傷 かき養殖施設 アンカーロープに切損、浮き玉が流失
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時43分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、大船渡港の珊瑚島東側の水路（以下「本件水路」という。）に向けて北東進していた。 本船は、船長が、本件水路の東端に設置された複数の灯浮標の灯光（赤灯）を目視で確認すれば安全に航行できると思い、電子海図表示装置及びレーダーよりも目視に頼って航行を続けていたところ、漁船数隻の作業灯がまぶしくて同灯浮標の灯光を確認できなくなり、船首配置の航海士からかき養殖施設の浮き玉に接近している旨の連絡を受け、すぐに左舵を取って離れた後、大船渡港に錨泊した。 本船は、海上保安庁により航跡等の調査が行われ、本件水路東側のかき養殖施設に進入していたことが確認された。
分析	本船は、本件水路を北東進中、船長が、目視に頼って航行を続けていたことから、漁船の作業灯がまぶしくて本件水路の東端を示す灯浮標の灯光を目視で確認できなくなった際、左に変針する時機が遅れてかき養殖施設に進入し、同施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、本件水路を北東進中、船長が、目視に頼って航行を続けていたため、漁船の作業灯がまぶしくて本件水路の東端を示す灯浮標の灯光を目視で確認できなくなった際、左に変針する時機が遅れてかき養殖施設に進入したことにより発生したものと考え

	られる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 養殖施設等が設置された海域を航行する場合、目視のほか、電子海図表示装置、レーダー等を活用して船位の確認を適切に行うこと。